

「令和4年度 小さな拠点の形成に関する実態調査」の調査概要及び調査要領

1. 調査概要

(1) 本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」についての明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所（地区・エリア）を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

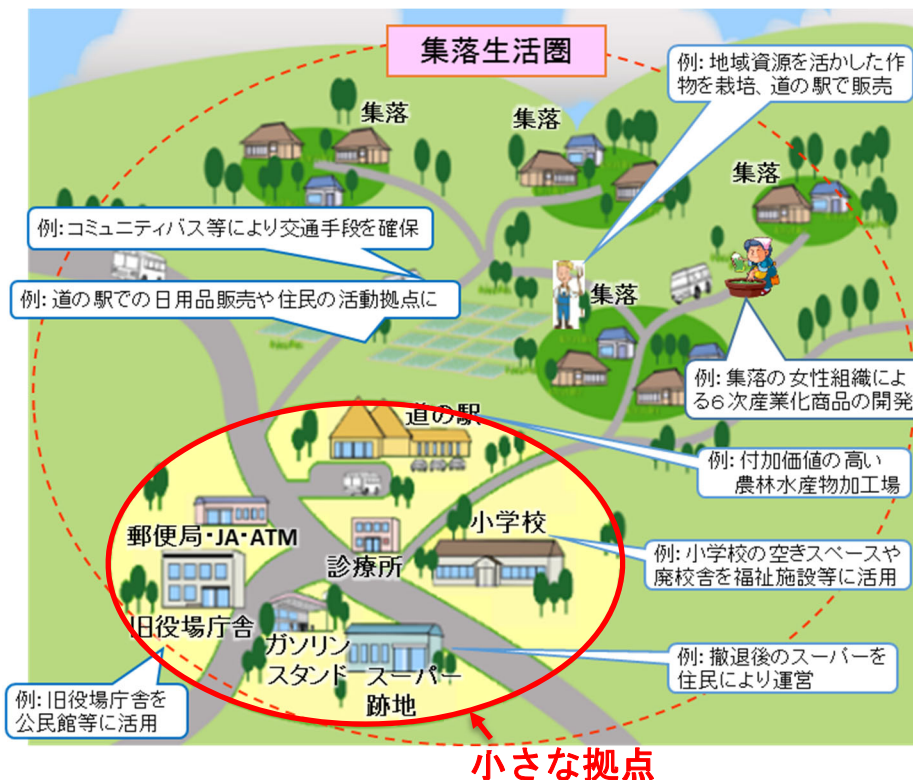
中山間地域等（※1）において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（※2）やコミュニティ機能を維持・確保するため、集落生活圏（※3）における生活サービス機能や地域活動の拠点施設を一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

（※1）本調査では、都市計画法の市街化区域に立地する拠点は対象としておりません。

（※2）主な機能としては、医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育などがあります。

（※3）集落生活圏とは、単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域のことです。小学校区や旧小学校区と一致する 경우가多く、基本的に、一つの集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

〔小さな拠点の概念図〕



【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も前ページの内容に該当すれば、本調査の対象としてください。

○従来から機能・施設が集積しているエリア

旧役場周辺に、支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域（集落生活圏）の中心拠点として機能している地区（エリア）

○既存施設を活用し、機能を集約した施設

廃校となった小学校校舎や廃止となった市町村の支所等を活用し、地域住民の活動拠点センターや小規模売店の設置、老朽化した診療所や老人福祉センターの移設集約等を行った施設

○地域の拠点となる施設を整備したエリア

道の駅等を中心に、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として活用を図っていく地区（エリア）

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討ください。

※「小さな拠点」の形成・持続的運営を目的とした支援（総務省「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」、国土交通省「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業」等）を活用した地区や施設については過年度執行分も含め、適切にご回答頂くよう、お願い致します。

（2）調査主体

本調査は、内閣府地方創生推進事務局が都道府県を通じて実施します。

2. 調査要領

<留意事項>

- ・令和4年5月末時点の状況についてご回答ください。
- ・調査票（エクセルファイル）に、以下の「調査項目」に記載の事項をご回答ください。調査票（エクセルファイル）は、【様式1】、【様式2】、【様式3】にシートが分かれていますのでご注意ください。
- ・問1は【様式1】に、問2は【様式2】に、問3は【様式3】に回答を記入してください。
- ・調査票には昨年の回答を記載していますので、修正や行の追加をする場合はセルを黄色に着色してください。新規の質問項目については、あらかじめセルを黄色に着色しています。
- ・エクセルファイルのセルの分割・結合や列の挿入、セル内での改行等はお控えください。
- ・詳細確認のため、ご回答いただいた内容について問合せや追加調査をさせていただく場合もありますのでご了承ください。また、小さな拠点の概念に該当しないと判断される箇所については、集計から除外する場合があります。
- ・回答については、関係府省内で共有いたしますのでご了承ください。

(調査項目)

問1【対象：すべての市町村】

貴市町村の小さな拠点の形成状況について、以下の設問にお答えください。回答は、調査票の【様式1】に記入してください。

問1-1：小さな拠点の形成状況（選択式）

貴市町村内における小さな拠点の形成状況について、以下の選択肢から1つを選択してください。

- ①あり : 貴市町村内で既に「小さな拠点」が形成されている場合
- ②形成予定 : 既存の「小さな拠点」はないが、今後形成の予定がある場合
- ③なし : 既存の「小さな拠点」がなく、形成の予定もない場合

問1-2：小さな拠点の形成予定がない理由（選択式）

※問1-1において「③なし」と回答された市町村のみお答えください。

小さな拠点を形成する予定がないと考える理由について、以下の選択肢から1つを選択してください。

- ①大部分が市街地 : 市町村域の大部分が市街地である場合
- ②各集落と市街地が近接 : 各集落と市街地の距離が近く、集落生活圏が形成されない場合
- ③予算・人材の不足 : 市町村・地域住民ともに必要性は認識しているものの、必要な予算・人材が確保できていない場合
- ④地域住民の合意形成段階 : 市町村は必要性を認識しているものの、地域住民の合意形成段階にある場合
- ⑤庁内の合意形成段階 : 市町村の内部で必要性についての合意形成段階にある場合
- ⑥その他（具体的に）

問1-3：小さな拠点に対する支援（選択式）

貴市町村が実施している小さな拠点・地域運営組織を支援する取組について、該当するものがあれば○を選択してください。

- ①施設整備費用に対する補助・助成
- ②運営費用に対する補助・助成
- ③地域住民等を対象とした研修の実施
- ④市町村職員の地域運営組織等への参画
- ⑤その他（具体的に）

問2【対象：問1-1で「小さな拠点」の形成が「あり」または「形成予定」と回答した市町村】

「小さな拠点」の状況等について、「小さな拠点」ごとに以下の設問にお答えください。回答は、調査票の【様式2】に記入してください。

問2-1：前回からの追加・削除等

(1) 前回からの追加・削除（選択式）

様式に記載されている前回調査時の回答から小さな拠点（行）を追加した場合は「①追加」、小さな拠点（行）の削除を希望する場合は「②削除」を選択してください。

(2) 公表の可否（選択式）

以下の項目については「全国小さな拠点リスト」として内閣府ホームページ等で公表予定ですので、新規予定箇所が不確定等の理由により公表できない場合は「公表不可」を選択してください。

【公表予定の項目】

- ・問2-2（1）都道府県名・市町村名
- ・問2-2（2）小さな拠点の名称又は所在地区名
- ・問2-2（5）小さな拠点の形成段階
- ・問2-3（1）集落生活圏の対象範囲
- ・問2-3（3）集落生活圏内の人口
- ・問2-5（2）市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）への位置付け
- ・問3-2（3）地域運営組織の名称
- ・問3-4 地域運営組織の法人格

問2-2：小さな拠点の名称等

(1) 都道府県名・市町村名（直接入力）

小さな拠点が所在する都道府県名、市町村名を記入してください。市区町村コードは入力不要です。

(2) 小さな拠点の名称又は所在地区名（直接入力）

小さな拠点に名称がある場合はその名称を、名称がない場合は小さな拠点が所在する地区名・集落名を記入してください。

(3) 住所（直接入力）

小さな拠点が所在する場所の住所を、市町村名から記入してください。なお、特定の施設ではなく、エリアを指す場合には、町丁目や大字までの記入で構いません。

(4) 旧市町村名（直接入力）

平成の大合併で合併した市町村は、小さな拠点の所在場所（住所）の旧市町村名を記入してください。合併を行っていない市町村はそのまま現在の市町村名を記入してください。

(5) 小さな拠点の形成段階（選択式）

小さな拠点が既に形成されているものであれば「①既存」を、今後形成する予定のものであれば「②新規予定」を選択してください。

問2-3：集落生活圏の状況

(1) 集落生活圏の対象範囲（選択式）

小さな拠点の対象とする日常生活圏である「集落生活圏」の範囲について、最もあてはまるものを以下の選択肢から1つ選択してください。

- ①中学校区より広い
- ②中学校区
- ③旧中学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）
- ④小学校区
- ⑤旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）
- ⑥小学校区（又は旧小学校区）より狭い
- ⑦中学校区（上記②）及び小学校区（上記④）と概ね一致
- ⑧その他（具体的に記入）

(2) 集落生活圏内の集落数（半角数字を直接入力）

集落生活圏に存在する集落の数を記入してください。正確に特定できない場合は概数で構いません。

(3) 集落生活圏内の人口（半角数字を直接入力）

集落生活圏内の人口を記入してください。市町村が把握している人口（令和4年5月末時点）を記入し、正確に特定できない場合は概数で構いません。

問2-4：法律上の地域区分（選択式）

小さな拠点の所在場所について、以下の中から該当する場合に、○を選択してください。複数に該当する場合もあれば、いずれも該当しない場合もあります。

- ①都市計画区域のうち市街化調整区域
- ②非線引き都市計画区域のうち用途地域指定区域
- ③非線引き都市計画区域のうち用途地域非指定区域
- ④農業振興地域（農用地区域に指定されている場合も含む）

非線引き都市計画区域とは、市街化区域・市街化調整区域の区分が設定されていない都市計画区域をいいます。

問2-5：市町村計画への位置付け

(1) 地域再生計画への位置付け（選択式）

地域再生法に基づく地域再生計画への小さな拠点の位置付けについて、適用する特例措置の内容ごとに以下の選択肢から選択してください。

- ①位置付けあり（既に地域再生計画を作成し、認定を受けている場合）
- ②今後、位置付け予定
- ③過去に位置付けあり
- ④なし

【特例措置の内容】

- a 地方創生関係交付金の活用（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等）
- b 地域再生土地利用計画の策定（地域再生法第17条の17）
- c 自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用（地域再生法第17条23）
- d 小さな拠点税制の活用（地域再生法第16条）
- e 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用
- f 財産処分手続きの弾力化の活用
- g その他（具体的に）

(2) 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）への位置付け（選択式）

小さな拠点について、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）へ位置付けている場合、○を選択してください。「小さな拠点」という言葉を使用していなくとも、本調査の対象としている小さな拠点と同様のエリア等に関する記述がある場合には、○を選択して下さい。

「小さな拠点」の形成後もその維持と質的向上は重要であることから、引き続き地方版総合戦略に位置付けていただきますよう、お願いいたします。

問2-6：現在ある主な拠点施設

(1) 拠点施設の種類の種類（選択式）

小さな拠点のエリア内に現在ある施設について、以下のリストに該当する施設がある場合、○を入力してください。以下のリストにない施設がある場合には、「x その他既存施設・備考」欄に記入してください。（複数回答可）

- a 市役所・町村役場の本庁
- b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口
- c 公民館（分館も含む）（社会教育法上の公民館）
- d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設（公民館以外で、集落生活圏のエリア全体を対象とした住民の交流や活動拠点施設（事務所機能や集会機能を持つ施設）。町内会館や自治会の集会所等は含まない。）
- e 郵便局（簡易郵便局も含む）
- f 農協
- g 銀行、信用金庫等金融機関（郵便局、農協除く）
- h ATM（郵便局や農協等の他の施設に併設している場合も含む）
- i 保育所・幼稚園（認定こども園も含む）
- j 小学校
- k 中学校
- l 高等学校
- m 運動施設（運動場、体育館等）、公園、広場（運動施設については学校の施設は除く）
- n 医療施設（病院、診療所等）
- o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター
- p ガソリンスタンド（自動車に揮発油を給油するための施設（給油所）。灯油のみを販売する店舗は含まない。）
- q 食料品・日用品販売店（スーパー、コンビニ、個人商店等）
- r 飲食店（食堂、レストラン、喫茶店等）
- s 道の駅
- t 物産・観光施設（道の駅以外）
- u 宿泊施設（旅館業法上の宿泊施設）
- v 鉄道駅
- w バス停留所（民営・公営の路線バスや、コミュニティバスの乗降所。自由乗降の場合も、小さな拠点が運行路線に含まれ、乗降可能であれば含む。）

※1つの施設に複数の機能がある場合は、それぞれ該当する施設（機能）に○をつけてください。

例：支所に農協、ATMを併設している場合は、「b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口」、「f 農協」、「h ATM（上記の施設に併設している場合も含む）」に○をつける。

(2) 拠点施設の防災機能（選択式）

小さな拠点のエリア内にある拠点施設が防災拠点機能や避難所等としての機能を具備している場合に○を選択してください。

問2-7：今後整備予定の拠点施設

(1) 施設分類（選択式）

今後、小さな拠点（予定を含む）において拠点施設の整備を予定している場合は、主な施設1つについて、施設分類を問2-6の選択肢 a～x から選択してください。

(2) 施設概要（直接入力）

(1) で選択した施設について、施設の概要を記入してください。（記入例：小学校廃校跡を活用し住民活動拠点・小規模商店等を整備予定、古民家を改修した農産物加工施設 等）

(3) 整備時期（選択式）

(1) (2) で記入した施設について、整備時期（施設の完成時期）を以下の選択肢から選択してください。

- ①R5.3 まで ②R6.3 まで ③R7.3 まで ④R8.3 まで ⑤R8.4 以降 ⑥未定（構想段階等）

問2-8：交通ネットワーク

(1) 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通の有無（選択式）

公共交通について、都市部（市役所や主要駅など都市機能が一定程度集積している地域）と小さな拠点を結ぶ路線の有無を、公共交通の種類ごとに以下の選択肢から選択してください。

- ①あり : 既に路線がある場合
②開設予定 : 現在は路線がないが、今後開設を予定している場合
③なし : 路線がなく、開設の予定もない場合

【公共交通の種類】

- a 鉄道・軌道
b 民営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
c 公営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
d 乗合タクシー・デマンドバス
e 自家用有償旅客運送（市町村主体）
f 自家用有償旅客運送（地域住民・地域運営組織等主体）
g 船・航路
h 地域住民による無償運送【注】
i その他 ※その他の場合は具体的に記述してください。

【注】国土交通省自動車局通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日国自旅第338号）の「1道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方」に例示されているケースに該当するもの（例えば、利用者から金銭的な対価を受けない、実費相当分のみを収受するなどのケース）

(2) 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の有無（選択式）

公共交通について、小さな拠点と周辺集落を結ぶ路線の有無を、公共交通の種類ごとに以下の選択肢から選択してください。

- ①あり : 既に路線がある場合
- ②開設予定 : 現在は路線がないが、今後開設を予定している場合
- ③なし : 路線がなく、開設の予定もない場合

【公共交通の種類】

- a 鉄道・軌道
- b 民営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- c 公営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- d 乗合タクシー・デマンドバス
- e 自家用有償旅客運送（市町村主体）
- f 自家用有償旅客運送（地域住民・地域運営組織等主体）
- g 船・航路
- h 地域住民による無償運送【注】
- i その他 ※その他の場合は具体的に記述してください。

【注】国土交通省自動車局通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日国自旅第338号）の「1道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方」に例示されているケースに該当するもの（例えば、利用者から金銭的な対価を受けない、実費相当分のみを収受するなどのケース）

(3) 地域公共交通計画の作成実績（選択式）

小さな拠点を結ぶ公共交通を含んだ地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく計画）について、以下の選択肢から選択してください。

- ①作成済 : 作成済の場合（法改正前に地域公共交通網形成計画を作成済の場合を含む）
- ②作成予定 : 現時点で有効な計画がなく、今後作成予定である場合
- ③作成なし : 作成の予定がない場合

問2-9：関係人口のかかわり（選択式）

祭りやイベント、地域運営への都市部住民の参画など、小さな拠点への関係人口（地域おこし協力隊、集落支援員など、制度を活用した外部人材は除く）のかかわりについて、当てはまるものを以下の選択肢から選択してください。また、①または②を選択した場合は具体的な内容を記述してください。

- ①関係人口がかかわっている（具体的に）
- ②現時点ではかかわっていないが、今後期待したい（具体的に）
- ③特に期待しない
- ④わからない

問2-10：デジタル技術の活用（選択式）

小さな拠点におけるデジタル技術の活用について、当てはまるものを以下の選択肢から選択してください。また、①または②を選択した場合は具体的な内容を記述してください。

- ①デジタル技術を活用している（具体的に）
- ②現時点では活用していないが、今後活用したい（具体的に）
- ③活用したくない
- ④わからない

問2-11：地域における多様な組織との連携（選択式）

現在、連携・協働している組織があれば○をつけてください。「h その他」を選んだ場合は直接入力してください（複数回答可）。

- a 郵便局 b 農協 c 福祉関連団体 d 公民館 e 大学 f 生活協同組合
- g 寺・神社 h その他（備考）

問2-12：地域再生土地利用計画の作成について（選択式）

「地域再生土地利用計画」の今後の作成可能性について、下記の選択肢から1つを選択してください。

- ①作成を検討している ②作成する可能性はある ③作成の可能性はない ④わからない

問2-13：地域運営組織の有無（選択式）

小さな拠点の対象とする日常生活圏である集落生活圏の範囲における、地域運営組織の有無を以下の選択肢から選択してください。

- ①あり（複数）
- ②あり（単独）
- ③設立予定：現在ないものの、今後設立予定の場合
- ④なし

地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織をいいます。

問2-14：その他

（1）備考（直接入力）

小さな拠点に関する補足的な情報がありましたら、記入してください。特にない場合は記入する必要はありません。

（2）関連ホームページ（直接入力）

小さな拠点に関するホームページが開設されておりましたら、記入してください。市町村のホームページでも各地域が開設したホームページでも結構です。特にない場合は記入する必要はありません。

問3【対象：問2-13で地域運営組織が「あり」と回答した市町村】

地域運営組織の状況等について、地域運営組織ごとに以下の設問にお答えください。（地域運営組織が複数ある場合は、行を追加して記入してください。）回答は、調査票の【様式3】に記入してください。

問3-1：前回からの追加・削除（選択式）

様式に記載されている前回調査時の回答から行を追加した場合は「①追加」、行の削除を希望する場合は「②削除」を選択してください。

問3-2：地域運営組織の名称等

（1）都道府県名・市町村名（直接入力）

小さな拠点がある都道府県名、市町村名を記入してください。市区町村コードは入力不要です。

（2）小さな拠点の名称又は所在地区名（直接入力）

地域運営組織が対象とする小さな拠点の名称又は所在地区名を記入してください。※問2-2で記入した名称等と一致させてください。

（3）地域運営組織の名称（直接入力）

地域運営組織の名称を記入してください。※単に「自治会」等と記載すると他団体との区別ができないため、可能な限り「〇〇自治会」などの固有名詞で記載してください。

問3-3：地域運営組織の役割（選択式）

地域運営組織の役割として当てはまるものを1つ、以下の選択肢から選択してください。

- ①協議組織 ②実行組織 ③協議組織と実行組織の両方

問3-4：地域運営組織の法人格（選択式）

地域運営組織の法人格について、以下の選択肢から選択してください。

- ①認可地縁団体
②認定法人（みなし寄附などの税制優遇措置の適用を受けるもの）
③NPO法人（NPO法に基づく所轄庁の認証を受けた上記②以外のNPO法人）
④株式会社
⑤公益社団法人
⑥一般社団法人
⑦協同組合
⑧農事組合法人
⑨自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）
⑩自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの。）
⑪任意団体（上記⑨⑩を除く。）
⑫その他

問3-5：地域再生推進法人の指定（選択式）

地域再生法に基づく地域再生推進法人の指定状況について、以下の選択肢から選択してください。

- ①指定済 ②指定を検討している ③指定の予定はない ④わからない

地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人については、地域再生事業の担い手として公的位置づけが付与され、地域での活動がしやすくなるメリットがあります。

問3-6：土地や建物の保有及び賃借状況（選択式）

地域運営組織の活動に使用している土地や建物について、以下の選択肢から選択してください。（複数回答可）

- ①所有している
②借りている（有償） ※会議室等を一時的に借りる場合は含まない
③借りている（無償） ※会議室等を一時的に借りる場合は含まない
④指定管理者として指定されている
⑤該当なし

問3-7：収益事業の有無（選択式）

地域運営組織の収益事業（地方公共団体からの受託事業や指定管理業務は含まない）の状況について、以下の選択肢から選択してください。①または②を選択した場合は具体的内容についても記入してください。

- ①実施している（具体的に）
②実施を予定している（具体的に）
③実施予定はない

問3-8：小さな拠点税制の活用可能性（選択式）

「小さな拠点税制」の活用可能性について、下記の選択肢から1つを選択してください。

- ①活用済・活用検討中 ②活用する可能性がある ③活用の可能性はない ④わからない

出資者の税優遇のみならず、地域再生計画に基づく公的な性格を持つ取組として、地域住民等の理解や参画を得られた等の事例もあります。活用にあたっては内閣府が手続きを支援いたしますので、お気軽にご相談ください。

問3-9：活動の評価

(1) 活動の評価の状況（選択式）

以下の項目のうち、地域運営組織の活動を評価する仕組みとして実施しているものがあれば○をつけてください。（複数選択可）

- a P D C Aサイクルの設定 : 地域の計画、ビジョン等に明記している場合
- b K P I（重要業績評価指標）の設定
- c 有識者等からの意見聴取
- d その他（具体的に）

(2) 評価の頻度（選択式）

(1)において○をつけた仕組みについて、実施している評価の頻度を以下の選択肢から選択してください。

- ① 1か月に1回程度以上
- ② 四半期～半年に1回程度
- ③ 1年に1回程度
- ④ 2～3年に1回程度
- ⑤ 5年に1回程度以下

問3-10：その他

(1) 備考（直接入力）

地域運営組織に関する補足的な情報がありましたら、記入してください。特にない場合は記入する必要はありません。

(2) 関連ホームページ（直接入力）

地域運営組織に関するホームページが開設されておりましたら、記入してください。市町村のホームページでも各地域が開設したホームページでも結構です。特にない場合は記入する必要はありません。